

障がい者計画・障がい福祉計画の策定について

1. 障がい者計画について

【第4次新潟市障がい者計画】

- 障がい者施策の方向性やその目標を定める基本的な計画。
- 国と県の障害者基本計画を基本に、本市における障がい者の状況等を踏まえ、策定する。

計画期間 令和3年度から令和8年度までの6年間

2. 障がい福祉計画について

【第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画】

- 障がい福祉サービス等の提供量見込みや成果目標等を定める計画。
- 国の基本指針に即して、本市における障がい者の状況等を踏まえ、策定する。

計画期間 令和3年度から令和5年度までの3年間

3. 策定スケジュール

